

## フランス少数派言語のカテキズム

—ブルトン語の事例を中心に—

原 聖

「少くともレオン地方においては、大多数の子供たちは文字が読めたはずである。なぜならば、1774年に再版された司教区公教要理には聖職者に対する注書きが添えられており、そこには、子供たちにカテキズムを暗唱によって教えるのではなく、読ませ説明させるべきこと、とするされているからである。」<sup>(1)</sup>

「いくつかの聖堂区や町や村では、小さい子らにカテキズムを教える婦人や老婦人たちがおり、毎日ないしは1週間に3、4日と彼らにこれを教えている。こうした良識ある婦人たちの中には、口頭でもって子供たちにカテキズムを教えるばかりでなく、これを読むことを教える人たちもある。これがブルトン語教育の根本であり、また、毎夜『聖人伝』を読む（これはたいてい年少者が受けもつ）家庭が根本なのである。」<sup>(2)</sup>（両文ともに傍点筆者）

筆者は旧稿においてブルトン語擁護に果たしたカトリック教会、殊に下位聖職者たちの役割を指摘した<sup>(3)</sup>。ブルトン語で書かれた宗教書、特にカテキズムはこの言語の存続に大きく貢献しており、教育制度が民衆レベルで確立する第三共和制期前のフランス社会にあっては、これが殆んど唯一の、民衆がことばの読み書きを覚える手段だったのである。

では、カテキズムの歴史の中で、いわゆる少数派言語はいかなる位置にあったのであろうか。

### I 近代カテキズムの誕生

カテキズムは、通常、カトリック教会では「公教要理」、プロテスタント側では「教理問答」と訳されるが、今日最も権威ある『カトリック神学辞典』によれば、次のように定義される。「カテシェーズ *Catéchèse* が洗礼前の大人入信者に対してなされるキリスト教の基本的真実の教育をさすとすれば、カテキズ

ムは、第一義的には、洗礼後、子供たちや無学な大人たちになされる、カテシエーズと同様の真実のわかり易い口頭教育である。<sup>(4)</sup>

J-CI. ドテルのフランスにおける初期カテキズムの研究によれば、フランス語で書かれたカトリックの最初のカテキズムは、1550年、ランス司教区のシャルル・ド・ロレーヌ Charles de Lorraine が出版したものであるという。<sup>(5)</sup>しかし、これは、今日一般的な形である問答形式をとっておらず、厳密に言えば、近代カテキズムの最初のフランス語版とはいえない。民衆が覚え、暗唱できるためには、短かな文章による問答形式と、いくつかの問答ごとの分割学習形式が必要であるが、これは改革派カルヴァンが開拓したものである（『フランス語教理問答』1545年）。<sup>(6)</sup>

カトリックの側では、民衆のことばを用いて説教することは中世初期以来行われてはいたものの、俗語印刷本によって子供たちや無学な人々を教育しようとするには、この当時は殊に異端＝改革派に対する意識からためらいがあった。<sup>(7)</sup>カテキズム教育はその定義からして民衆のことばによってしかありえないのだが、カトリック教会の中でこれが初めて定式化したのは、プロテスタントに対抗するカトリック改革の舞台となったトリエント公会議（1545—1563年）においてである。

俗語で構成されるカテキズムの必要性についての議論は、同公会議の初頭、1546年に既にでていた。<sup>(8)</sup>が、俗語カテキズムがカノン（公会議規定）の中で明確に規定されるのは、公会議末期、教皇ピウス4世下の1563年になってからである。

「…公会議がそれぞれの秘跡の説明をカテキズムに規定する形式に従って、俗語 *lingua vernacula* において、司祭はこれを授与し、その徳性と用法を説明する。カテキズムに規定する形式は、司教が俗語に *in vulgarem linguam* 訳させるものとし、すべての司祭をしてこれを民衆に説明させる…」（同公会議第24会議〔1563年11月11日〕「改革令」*Decretum de reformatione* カノン第7条）。<sup>(9)</sup>

この時期、フランスでは、カルヴィニズム阻止を意図したエドモン・オジェ Edmont Auger のフランス語公教要理（1565年）が現われるが、<sup>(10)</sup>その教義内容・形式からその後強い影響力を持つことになるのは、ペトルス・カニジウス Petrus Canisius の一連のカテキズム（『キリスト教教義簡約』*Summa doct-*

*rinae Christianae*, 1555年, など) および, この線にそった, トリエント公会議後の『ローマ公教要理』(*Catechismus ex decreto concilii Tridentini ad parochos Pii V jussu editus*, 1566年, 通常 *Catechismus Romanus* と呼ばれる) である。<sup>(11)</sup>

教皇ピウス5世により公式認知を受けた『ローマ公教要理』はフランスではイエズス会士らの手によって翻訳が行われる。フランス語第一版は早くも1567年, ボルドーで出版され, その後も各地で翻訳が拡大する。<sup>(12)</sup>

一方, カニジウスの3つのカテキズムのうち, 特にその『小公教要理』(*Parvus Catechismus Catholicorum*, 1558年)は, その対話形式の簡潔明瞭さから, 「聖書を除けば, この書ほど欧州中の言語に訳され, 何度も出版された書はない。1世紀半たたない内に400版を数えた。」<sup>(13)</sup> フランスではやはりイエズス会士の手により翻訳が進み, 「カニジウスのカテキズムはフランス全土に拡がった。」<sup>(14)</sup> こうした中で, 1576年, イエズス会士ジル・ド・ケランプイル Gilles de Keranpuil の手による, カニジウスの『小公教要理』の初めての少数派言語への翻訳, ブルトン語訳がなつたのである。

『カトリック信徒のための公教要理および教育書』 *Catechism hac Instruction egvit an Catholicquet...* と題されたそのカテキズムは今日ブルターニュで2部見つかっている。<sup>(15)</sup> しかしながら, この書が, 意図された実際の民衆宗教教育にどれ程役立ったかについては疑問である。これはこの時期の民衆宗教教育全体について言えることでもあるが, まず第一に宗教戦争のあらゆる面での影響力, 第二に, 公会議のカノンが地方司教区には殆んどいきわたっていなかったこと, 第三に, 民衆教育の使命をおびたイエズス会などの宣教師たちが活躍しだすのは, 主に17世紀に入ってからだからである。<sup>(16)</sup>

## II 少数派言語への翻訳の進展

17世紀に入り, これまでの私的な資格での翻訳カテキズムにかわって, その後の一般的な形となるいわゆる司教区公教要理, つまり「…司教の指示のもと, その司教区で教えられるためのみに」とそえられるカテキズムが生まれる。これが, 実はトリエント公会議のカノンにある規定の実現と考えられるのだが, その最も早いものは1602年とされる。<sup>(17)</sup> J.-Cl.ドテルによれば, この形式は1623年から1659年にかけては見あたらず, ところが1660年以降しだいに数多くの

司教区で見られるようになるものであり、「フランスにおいては、カテキズム教育の伝統は1620年から1660年の間に確立した。」と一つの結論が出されている。<sup>(18)</sup>

この時点でさらに重要なことは、フランス各地でまた海外布教地において、それぞれの土地のことばで書かれたカテキズムがぞくぞくと出版され始める点である。フランス国内の少数派言語地域について言えば、上記ブルトン語のものに次いで、1608年、ベアルン語（オック語の一つ）の『司教区公教要理』<sup>(19)</sup>；1622年、ブルトン語『キリスト教教義書』（スペイン生まれ J. レデスマ Ledesma が1573年ローマで出版したラテン語の教義書の翻訳、なおこの教義書は子供専用の簡略な教義書としては最初のもの）<sup>(20)</sup>；1640年、フランス語とガスコン語（オック語の一つ）のバイリンガルのカテキズム<sup>(21)</sup>；1641年、トゥールーズのことば（今日のラングドック語の一つと考えてよい）による『教義書』*La douctrino crestiano ...*<sup>(22)</sup>；1645年、ガスコン語の『小公教要理』*L'escolo deou chestia idiot, ou petit cathachisme gascoun ...*<sup>(23)</sup>；1656年、バスク語の『信徒教育書』*Guiristnoaren doctrina ...*（ヴァンデ県リュソン司教、後の枢機卿リシリュールが1618年出版したものの翻訳）<sup>(24)</sup>；同年、ルエルガ（ラングドック地方）の公教要理<sup>(25)</sup>；1659年、ジャン・モーノワール Jean Maunoir によるブルトン語『イエズス聖学校』<sup>(26)</sup>；1684年、マンド地方（ラングドック）のことばによる公教要理<sup>(27)</sup>；1688年、プロヴァンス地方のアレーグル Allègre 神父による『道德教育書』<sup>(28)</sup>；1698年、ミールボワ地方（ラングドック）のことばの公教要理<sup>(29)</sup>、など。

海外布教地に関して、ここで詳細には触れないが、早いものでは、1585年のケチュア語およびアイマラ語（ともにペルー）の『信徒教義書』、1649年のマダガスカル語訳、また1664年のカライブ語（クレオール？）訳の『小公教要理』<sup>(30)</sup>などがあげられる。

改革派もこの時期から地方のことばによるカテキズムを出していた。例えば、1563年のベアルン語フランス語バイリンガルの『ジュネーブ教理書抄』*Catéchisme extrait de celui de Genève*<sup>(31)</sup>である。また、ストラスブールでは、ドイツ語フランス語見開き対訳形式のカテキズムが伝統的に出されていたが、その最も早いものは1611年である。<sup>(32)</sup>

18世紀に入るとこの傾向はさらに拡大する。エザール Hézard は、彼のカテキズムの歴史に関する研究書で、書の後半部約200頁をさいて、「17世紀以降フランスのすべてのカテキズム一覧表、現存ないし廃止司教区のアルファベッ

ト順」を作成した<sup>(33)</sup>。これは、各司教区からの報告に基づいて、彼が同書を出版した1900年に至るまでのカトリックのカテキズムを列挙、コメントしたものである。筆者は留学中の文献調査の過程で、この一覧表が少なくとも少数派言語に関しては著しく不完全なものであることを確認した。また、彼以降部分的な調査しか行われておらず、筆者独自の概括も少数派言語の一側面を考える上でむだではないと考えた。もちろん、以下にあげるブルトン語地域バス・ブルターニュ地方のカテキズムのリストは完全ではありえず、あくまで、少数派言語の<sup>(34)</sup>根の深さを認識するための一指標にすぎない。

### Ⅲ バス・ブルターニュ地方のカテキズム

まず、以下で番号略記する文献等をここで列挙しておく。①エザール前掲書；②Catalogue de la Bibliothèque municipale de Rennes, ブルトン語文献に関してはブルターニュで最も豊富なレンヌ市立図書館のカードによる調査（カード番号はここでは省略）；③L. Le Guennec, "Anciennes impressions bretonnes de la Bibliothèque du château de Lesquiffiou," *Nouvelle Revue de Bretagne*, 1948, p. 383—391, 465—471, レスキフィウ城蔵書目録, 18世紀から19世紀前半までのもの；④D. Bernard, "Contribution à la Bibliographie bretonne: II Nomenclature d'ouvrages en langue bretonne imprimés dans le Finistère et les Côtes-du-Nord, au XIX<sup>e</sup> siècle," *Annales de Bretagne*, t. 32, 1917, p. 496—508. 表題のとおり文献は19世紀のもので、またヴァンヌ地方は含まれない；⑤R. Hemon, *Langue bretonne et ses combats*, La Baule, Ed. de Bretagne, 1947, 巻末に約1000項目のブルトン語文献を収録；⑥*Brud ar Bresoneg, Monument de la langue bretonne*, Quimper, Musée Breton, 1957, 同年夏カンペールで開かれたブルトン語文献展覧会の目録, 約1100点；⑦G. Le Menn, "A la recherche des anciens ouvrages imprimés en breton," *Bulletin de la Société d'Emulation des Côtes-du-Nord*, t. 107, 1978, p. 121—137, トレギエ司教区18世紀のカテキズム；⑧G. Minois, "Le rôle politique des recteurs de campagne en Basse-Bretagne," *Annales de Bretagne et de pays de l'Ouest*, 1982, p. 153—165, サン・ブリュエ市立図書館蔵のカテキズムの指摘。なお頁数の関係から文献学的な表題の記述その他の細目は一切略し、必要と思われる場合にのみ表題の一部を記した。また原則

として司教区公教要理に限り、〔通し番号〕、出版年、ブ：ブルトン語、仏：フランス語の別、必要な場合の表題の一部の訳および原語、解説の順で記載。

a) カンペール司教区

〔1〕 1576, ブ, 上記ケランピルの公教要理, 表紙コピー参照;〔2〕 1659, ブ, 同モノワールの『イエズス聖学校』;〔3〕 1717, ブ・仏バイリンガルの公教要理(司教教書は1711年), ①, この書が出るまでは前記モノワールの書が各地で使われていたようである;<sup>(35)</sup>〔4〕 1753, 仏, ⑧;〔5〕 1774, ブ・仏(?), 冒頭で引用したL, Ogès 論文での指摘, おそらく〔3〕の再版;〔6〕 1807, ブ, 『フランス帝国全教会公教要理』 *Catechiz evit an oll Ilizou emeus an Impalaerdet a Franç*, ②(表紙コピー参照), ナポレオン帝政期はそのコンコルダによって教会史の中でも特別な位置にあるが, この時期カテキズムも国内統一が行われた。しかし司祭たちの求めに応じてブルトン語訳が許可された。<sup>(36)</sup>ブルトン語改革からみても少なからぬ影響力をもつ(この点, 言語改革の関連で別稿で触れる);〔7〕 1810, ブ, 前書再版, ②;〔8〕 同 1810, ブ, クロゾン半島カマレ地方のための『新公教要理問答集』 *Ar c'houlennou hag ar respouchou eus ar c'hatechis nevez*, ④⑥;〔9〕 1812, ブ, 〔6〕の再版, ①;〔10〕 1813, 仏, 〔6〕の仏語版, おそらく〔6〕出版の時にも仏語版はあったであろう, ③;〔11〕 1814, ブ, 『公教要理すなわち信仰書簡約』 *Catechis pe Abrege eus ar feñ*, ④;〔12〕 同 1814, ブ・仏, コルヌアイユ地方のためのブ・仏バイリンガル公教要理, 印刷許可教書が前〔11〕とは別の印刷所に出されている, ①;〔13〕 1827, ブ・仏, 同様の教書, ①;〔14〕 1835, 仏, 〔11〕の仏語版, ②;〔15〕 1842, ブ, 〔11〕に同じ, 再版か, ⑤;〔16〕 1847, ブ・仏, 〔13〕の再版, ①;〔17〕 1865, 仏, 〔14〕と同じ, ①;〔18〕 ブ〔19〕 仏, 1872, 『公教要理解説すなわち信仰書簡約』 ①;〔20〕 1873, ブ, 〔18〕の再版, ②⑥;〔21〕 1879, 仏, 『カンペールおよびレオン司教区公教要理』 ①②, 1801年のコンコルダによる司教区再編によりレオン司教区はカンペール司教区に編入されていたが, これまで別個のカテキズム使用が認められていた。これが最初の統一版;〔22〕 1884, ブ, 『信徒教育書』 *Levr a Gelennadurez Kristen*, ①;〔23〕 同 1884, 仏, 〔21〕の解説書, ①;〔24〕 1900, ブ, 『聖心の信心公教要理』 *Katekiz ann devosion da Galon-Zakr Jezuz*, ②⑤, これは同司教区でル・ゴ

ニデックの綴字法を採用した最初のもの（詳細は別稿予定）；〔25〕1901，ブ，『カンペールおよびレオン司教区公教要理』②，〔21〕のブルトン語版と思われる；〔26〕1908，ブ，前書同様，⑤；〔27〕1910，ブ，アルザノ郡（カンペール司教区に属しながら言語的にはヴァンヌ方言に属す）のための司教区公教要理，⑤⑥；〔28〕1911，ブ，『カンペールおよびレオン司教区子供用公教要理』⑥；〔29〕1921頃，ブ，〔25〕と同じ，再版か，⑥；〔30〕1943，ブ，『私の小公教要理』*Va c' hatekiz bihan*，②⑤⑥，表紙コピーおよび後述参照；〔31〕年代不詳，ブ，『カンペールおよびレオン司教区小公教要理』*Katekiz bihan eskopti Kemper ha Leon*，②⑤，綴字法からみて1900年以降のものである。

b) レオン地方（〔21〕解説参照）

〔32〕ブ〔33〕仏，1806，〔6〕と同じ，①；〔34〕ブ〔35〕仏，1814，司教区編入に共なる新しい『レオン地方公教要理』①③；〔36〕1819，ブ，『レオン地方公教要理，増補解説付』*Catekismou Leon, gad explicationou hac augmentationou...* ①；〔37〕1822，ブ，『レオン地方公教要理』，②，〔34〕の再版であろう；〔38〕1827，ブ，前書同様，①；〔39〕1845，ブ，〔37〕と同じ，③；〔40〕1848，仏，〔14〕のレオン地方版，③；〔41〕1865，仏，〔35〕の再版，①；〔42〕1869，ブ，〔34〕と同じ，②；〔43〕1872，仏，〔19〕のレオン地方版，①；〔44〕1873，ブ，〔18〕のレオン地方版，②。

c) サン・ブリューおよびトレギエ司教区

（ブルトン語地域であるトレギエ司教区はコンコルダによる司教区再編で大部分フランス語地域であるサン・ブリュー司教区に編入された。サン・ブリュー司教区におけるブルトン語カテキズムは再編以降なのでここでは一括して扱う。）

〔45〕1703，ブ，『トレギエ司教区ブルトン語公教要理』*Catechis brezonec evit Escopti Treguer*，②⑦，表紙には第三版とあるが，⑦によればこれ以前のものはまだみつかっていない；〔46〕1720，仏（ブ），『トレギエ司教区公教要理』②⑦，⑦によればブルトン語部分を含む；〔47〕1728，仏，〔46〕と同じ，①；〔48〕1739，ブ，〔45〕と同じ，⑦，第何版という記載はない；〔49〕1752，ブ，前書同様，③；〔50〕1769，ブ，①；〔51〕1772，仏，前書の仏語版，①；〔52〕1775，ブ，〔50〕と同じ，①⑦⑧；〔53〕1783，仏，〔51〕と同じ，①③；

〔54〕ブ〔55〕仏, 同1783, 『トレギエ司教区公教要理』 *Catechis imprimet... a Dreguer...*, これには新版⑦と第二版⑤⑦の異書がある;〔56〕1785, ブ,〔54〕と同じ, 版については無記, ⑧;〔57〕1800, 仏,〔53〕と同じ, しかし「増補新版」の記載, ③;〔58〕1806, 仏,〔33〕と同じ, ①;〔59〕1807, ブ,〔6〕〔32〕と同じ, ⑤;〔60〕1813, ブ, 『フランス帝国用公教要理抄』 *Extret deus ar Catechis en usach en Impalaërdet a Franc.*, ③;〔61〕1815, 仏, 『サン・ブリユー司教区公教要理すなわちキリスト教教義簡約』 ①②⑧;〔62〕同1815, ブ, 『サン・ブリユー司教区公教要理』 *Catechiz imprimet... Escop a Sant-Briec.* 第2版, 初版は不詳, ①;〔63〕1816, ブ, 前書同, 第3版, ①②;〔64〕1817, ブ, 『トレギエ地方公教要理』 増補新版,〔54〕〔56〕などと同じ内容, ①④;〔65〕1822, ブ,〔62〕の第4版, ①④;〔66〕同1822, ブ, 『トレギエ地方公教要理』 第2版, ③, 前書とは印刷場所も違う;〔67〕1825, 仏, 『サン・ブリユー司教区公教要理』, ①;〔68〕同1825, ブ, 前書のブルトン語版, ②;〔69〕1829, 仏,〔67〕と同じ, ②;〔70〕1836, ブ,〔68〕と同じ, ⑤;〔71〕同1836, ブ, 『公教要理・教義簡約付』, ⑧;〔72〕1842, 仏, 『サン・ブリユー司教区公教要理』, ①;〔73〕1845, ブ, 前書のブルトン語版, ①;〔74〕1846, 仏,〔72〕の再版, ①;〔75〕1852, ブ,〔73〕と同じ, ④;〔76〕1863, 仏, 『サン・ブリユーおよびトレギエ司教区公教要理』, ①;〔77〕同1863, ブ, 前書ブルトン語版, ④;〔78〕1877, ブ, 前書再版, ②;〔79〕1882, ブ, 前書同様, ①;〔80〕1883, ブ,〔64〕の再版, ①;〔81〕1891, 仏, 『サン・ブリユーおよびトレギエ司教区公教要理』, ①;〔82〕1905, ブ, 前書のブルトン語版 *Katekiz moulet... eskop Zant-Briek ha Landreger*, ②, 同司教区で初めてル・ゴニデック綴字法を採用(表紙コピー参照);〔83〕1910, ブ, 『韻付唱和公教要理』 *Katekiz war gan rimet...*, ⑥;〔84〕1911, 仏,〔81〕と同じ, ②;〔85〕1940, ブ, 『サン・ブリユーおよびトレギエ司教区公教要理』 *Katekiz Eskopti Sant-Brieg ha Landreger* ラニオン市(コート・デュ・ノール県)ケルヴェラ Kervella 家蔵(後述参照);〔86〕仏, 年代不詳, 『トレギエ地方公教要理』, ②, 19世紀のものと思われる。

#### d) ヴァンヌ司教区


〔87〕1750頃, ブ, 『宣願をなす人々のための使徒創立ローマ・カトリック教会公教要理』 *Catechim eit chervige d'er ré e ra profession ag a reli-*



**CATECHISM**  
**HAC INSTRVCTION**  
 EG VIT AN CATHOLIGQVET  
 Meurbet Necesser en Amfer prefant, Egult  
 quelen, ha disquifu en iaousnedet:  
 Quetsu compofet en Latin, Gent  
 M. P. Canifus Doctor en  
 Theology, ves à focié-  
 té en hanuà Iefus.

*Omitte me un changez vos en per à d'aller principalis  
 de leones en profu en offere des ta be.*

Tret brevinin quantafu à Latin en Brez-  
 nec, Gene Gilles Keranpuil, perfons en  
 Clegré puchar, hac autros à Bigodon.  
 Congrega ad me populam, vt ad dient fer-  
 rones meos, & dicitur timere me, om-  
 ni tempore quo viuunt in terra,  
 doceatq; filios suos. Deut. 4.




A PARIS,  
 Pour Jacques Keruet, demeurant rue faint  
 Jacques, à l'enseigne de la Licorne.  
 M. D. LXXVI.

24889

**KATEKIZ**

MOULET DRE UK  
 AN OTRO PER-MARI-FREDERIK FALIERES  
 ESKOP ZANT-BRIEK HA LANDREGER



E ZANT-BRIEK  
 E TI R. PRUD'HOMME, MOULET HA LEVNER  
 1905.

**CATECHIS**  
 EVIT  
 AN OLL ILIZOU  
 XREUS AN  
 IMPALAERDET A FRANÇ.

Unus Deus, una Fides, unum Baptesm.  
 Ne eus amet un Deus, ne eus domet ur  
 Greceus, ne eus domet ur Vadicous.  
 ST. PAUL, en a liser d'ar bold omens  
 a Ephes. Chap. IV, verset 5.




E QUEMPEP,  
 E ty P. M. В а х а н н, Imprimer ha Librés  
 au Antron Escop.

— 1807. —

15801711

**VA C'HATEKIZ BIHAN**



Evit mont d'ar Baradoz, me a die  
heulia Jezuz,  
selaou Jezuz,  
kaout ennoun buhez Jezuz.

TOLRA — embanner — PARIS  
 28, stread d'Assas, 76, stread Vaugrand

[1] (左上) E. Ernault, Les Deux œu-  
 res de Gilles de Keranpuil, *Le Consortium Breton*, n° 4, 1927, p. 374  
 より。[6] (左下), [82] (右上), [30] (右下) とともにレンヌ市立図書館蔵。原寸の4分の1。

*gion catholiqu, apostoliqu ha romæen*, プルトン語ヴァンヌ方言による最初のカテキズム, ①; [88] 1806, 仏, [33] と同じ, ①; [89] 年代不詳 (1807頃), プ, ヴァンヌ方言による『フランス帝国全教会公教要理』*Catechism eid en ol I-lisieu a France...*, ③; [90] 1815, プ, [87] と同じ, ②; [91] 1819, プ, 前書同様, 「新版」の記載, ②; [92] 同1819, 仏, 『ヴァンヌ司教区公教要理』新版, ①; [93] 同1819, プ, 前書のプルトン語版, *Catechism a Escopti Gu-énet*, ②; [94] 1859, プ, [87] の新版, ①; [95] 1863, プ, 前書同様, ②; [96] 1868, プ, 前書同様, ②⑤; [97] 1874, 仏, 『ヴァンヌ司教区公教要理』②; [98] 1881, 仏, 前書の改訂新版, 「ここに至るまでのヴァンヌ司教区公教要理は仏語版もプルトン語版も大きな改訂は行われていない」①; [99] 1894, 仏, [97] と同じ, ②; [100] 1911, プ, 『ヴァンヌ司教による子供用公教要理』*Katechism er vugalé vihan groeit...eskob Guéned*, 筆者蔵; [101] 1921, プ, 『グーランおよびル・ファウエ地方用ヴァンヌ司教区公教要理』*Katekiz eskopti Guened evit bro Gourin hag ar Faouet*, ⑥, Katechism でなく Katekiz, eit でなく evit 等でわかるように, ヴァンヌ司教区の中で, 言語的にはヴァンヌ方言ではなくKLT (言語的に近いコルスアイユ, レオン, トレギエ3地方の総称) 方言が用いられる地方のためのもの。

#### e) 歴史公教要理

『歴史公教要理』*le Catéchisme historique* は1676年, アルジャントウイユ (ヴァル・ドアーズ県) の小修道院長クロード・フルリ Claude Fleury によって, コンティ Conti 家の皇太子らの教育のために書かれたものである。非常に多くの版がその後各地で出版されたが, デュジャルダン Dujardin によれば, この書はブルターニュではおもにカトリックの中等教育課程で使われたようである。19世紀はじめにトレギエ神学校で使われていたし, 1872年にはサン・ポール・ド・レオン神学校でも使われていた。<sup>(37)</sup> プルトン語版としては次のとおり。[102] 1824, プ, *Catekis historiq*, 訳者不詳, ④, デュジャルダン前掲書; [103] 1826, プ, *Katekiz historik...*, ル・ゴニデックの翻訳, ⑥, デュジャルダン前掲書; [104] 1836, プ, ド・ラ・ヴィルエルヴェ De la Villehervé の訳, ⑤, デュジャルダン前掲書; [105] 1845, プ, J.-F. ル・ルー Le Roux の訳, ⑤; [106] 1864, プ, ペロー Perrot 神父の訳, 「この書が学校で使われた証拠を

見出すことはできなかった。彼のブルトン語はあまりに難解で普通の人の使えるようなものではない。<sup>(38)</sup>」

以上、カンペールおよびレオン司教区、44版、内、ブ、27、仏、12、バイリンガル、5；サン・ブリユールおよびトレギエ司教区、42版、内、ブ、26、仏、15、バイリンガル、1；ヴァンヌ司教区、15版、内、ブ、10、仏、5；時代別では、18世紀まで、19（内ブ11）、19世紀前半43（同30）、同後半25（同14）、20世紀13（同12）、不明1の計101版、および歴史公教要理5版である。

#### IV 少数派言語カテキズムの盛衰

上記リストは完全ではないし、フランス語版の少なさは史料的問題による所が大きいであろうが、歴史的趨勢はつかみとることができる。ブルトン語カテキズムが最も活力をもったのは19世紀前半である。また、19世紀後半特に第三共和制以降の公教育によるカテキズム教育全体に対する抑圧、これにともなう少数語カテキズムの減少は明らかである。これは、これまでの我々の視点を確認するにすぎないが、他の地方での動向は必ずしも同一ではない。南仏では、19世紀前半の時点で、バスク、ルシヨン両地方を除いて、既にフランス語化傾向にあった。「司教区当局がバイリンガル公教要理の出版を有益と判断していたとは思えない。バイヨンヌ…の例外はあるのだが（〔注記〕：これはバスク語に関してである。ルシヨン地方では1791年版のカタラン語公教要理が使われていた…）。この時代、我々が見出した唯一のオック語版公教要理は1825年発行の『エックス地方農村公教要理』である。ただしこれも以前の版の再版にすぎない。<sup>(39)</sup>」しかし、宗教の面で最も早くから衰退傾向にあったこのオクタン語は、別の所から強力な武器を手に入れることになる。19世紀後半、ミストラルを中心とした「フェリブリージュ」プロヴァンス語文学運動がそれである。<sup>(40)</sup>

上述の如く、1806年の統一公教要理が翻訳されたブルトン語、フラマン語、およびアルザス地方ドイツ語はそれぞれのことばの強さを物語っている。おそらく、バスク、カタラン両語も活性力から言えば同様であったものと思われる。コルシカでも、18世紀末（1781年）に仏・伊バイリンガル公教要理が2万部出版されている。<sup>(41)</sup>

ところで、こうしたカテキズムはどの程度印刷されたものであろうか。D.ベルナル④の公式納本 *dépot légal* に関する貴重な調査によれば、『歴史公教

要理』のような特別のものは1,000部〔102〕と少ないが、一般の司教区カテキズムでは、少ないもので1,500部〔64〕、ないし2,000部〔8〕（一地方用）〔11〕、また、多いものでは、3,000部〔75〕、5,000部〔65〕〔77〕となっている。すなわち、約3世紀の間に、また19世紀前半を頂点として、少なく見積っても10万冊以上のブルトン語カテキズムがバス・ブルターニュ地方で生産されたわけである。

1929年秋号のブルトン語文学誌『グワラルン』はカテキズムに使われるコミュニケーションごとの言語調査結果を発表した。これによると、当時、635コミュニケーションの内397（63%）でブルトン語公教要理が使われていた。少くともこの時期まで、カテキズムはブルトン語存続に大きく寄与していたことがわかる。しかしその後はどうであろうか。

「以前はそれぞれの司教区が自らの公教要理を持っていた。ところが、1939年、全国版公教要理が出版された。<sup>(42)</sup>ブルトン語公教要理は維持できるであろうか。この新公教要理をブルトン語に訳せるのだろうか。ル・ベレック司教が言うには、カンペールとヴァンヌではこれを拒んでいる。ブルトン語公教要理を維持するには既にあまりの難しさがあるようだ。とはいえ、そうならばおしまいだ。〔中略〕フランス語公教要理では、前半が全司教区に共通のテキスト、後半が特別な部分、聖史、イエズス伝、教会史それに典礼の一部となっている。ル・ベレック司教はこの後半部をイヴ・ル・モワルに翻訳するよう要請した。彼はこれを受け、サン・ブリュー司教区全体を満足させる仕事をなした。（1940年4月）<sup>(44)</sup>」

1939年頃のカテキズム改革の時点で、カンペール、ヴァンヌ両司教区では、ブルトン語新訳版を出すことが既にためらわれており、わずかにサン・ブリュー司教区で、バイリンガルのカテキズムが出されたにすぎないことがこれでわかる。しかし、筆者は〔85〕で示したように、1940年発行のブルトン語版（バイリンガルではない）を見ている。これはおそらく〔82〕の再版であるが、この当時、同司教区ではブルトン語公教要理が使われていたことを示している。また、〔30〕はこれ以前のカテキズムとはかなり様相を異にしているものであるが、カンペールおよびレオン司教区司教の手紙によって、これが司教区公教要理であることがわかる。<sup>(45)</sup>とはいえ、筆者は第二次大戦後出版されたブルトン語公教要理に出会うことができなかった。〔30〕が筆者の見た最後のものである。これは、

大戦中から戦後にかけてのブルターニュ自治運動の盛衰がある程度説明してくれるものではある。<sup>(46)</sup>しかし、筆者は、ブルターニュ滞在中カンペールに近いドゥアルヌネで、カテキズムはブルトン語で習ったという40代の男性に会ったことがあり、部分的にしるブルトン語によるカテキズム教育が戦後も残っていた可能性は強い。

### 結びにかえて

カテキズムが少数派言語存続に果たした役割は確かに大きい。上部から課される国家語に対し、生活の現場でこれに対する抵抗をささえたばかりではなく、書きことばとして学ばれことにより、威厳をもつ文語の存続をも可能にした。言語のもつトータルな二重性（文語・話語）を維持する核の役割を果たしたわけである。しかし、ブルトン語存続に貢献したのはカテキズムばかりではない。同じ宗教関係の『聖人伝』『讚美歌集』などはカテキズムをしのぐほどの需要が18世紀から存在していたし、ブルトン語による、またはそのための学校用教科書は19世紀初頭からあった。また、バイリンガルの会話帳 Colloque、これはフランス語を学びたい人、またブルトン語を学びたい人双方に有益なものであったが、実に17世紀初頭から今世紀初めまでの長い歴史をもっている。忘れてならないのが、民衆歌であり、聖史劇を中心とする民衆劇である。これら一文化全体のいわば骨子をなすことばの問題はまた別に論じることになる。

最後に、今後への問題提起として、ここで論じた問題との関連で次の二点を指摘しておく。第一点は書きことばとしての規範に関する問題である。少数派言語はその定義からして国家という権威・制度をもたない。さらに、ブルトン語やオクシタン語などの場合、これに変わりうる権威ともなりえた聖書の翻訳があまりに遅れてしまったか、行われなかった。つまり、強力な後楯を持っていないまま規範化が試みられたのである。この結果、その規範化は全く不十分で、カテキズムの場合には、そのもつ制度的宿命、司教区から殆んど離れることができなかつたし、権威語としてのラテン語の、さらにはフランス語の語彙・統辞両レベルでの大量の侵入を許してしまったのである。ブルトン語について言えば、こうした事態に対して、19世紀以降、同族言語として活性力を保ち続けたウェールズ語、ゲール語を擁する起源語、ケルト語を強力な後楯として反撃を開始することになる。

第二点、これは今日の一般的問題と云っていい脱宗教化に関してである。少数派言語は宗教によって守られてきたという面をもっている。これは、基本的には、宗教が民衆生活の保守持続に貢献するということではあるが、例えば、ウェールズ語の場合のように、宗教が言語の近代化社会への適応をバックアップする場合もある。バス・ブルターニュでは、多くの農村的社会の場合と同様、脱宗教化、近代化とフランス語化とがパラレルに進んでしまった。確かに今日でも、ブルトン語擁護に異常なまでに情熱をもやす司祭たちは少なくないが、彼らの社会的影響力は、戦前と比べれば、もはや格段に小さい。

問題は単純ではない。政治色ぬきのことばそのものの権利要求運動は確かに理想的ではあろう。しかし、運動がある時、そこには様々な政治的潮流が交錯する。農村、宗教、さらには、ブルターニュ自治運動が大戦中にもったネガティブなイメージを一掃しようとする新しい形の言語擁護運動が理論的にはありえても、実際の運動の中では、上記のような司祭たち、また、大戦前の昔ながらの民族主義者たちを一概に切り捨てるわけにはいかないのである。

(注)

- (1) L.Ogès, "L'instruction sous l'Ancien Régime dans les limites du Finistère actuel", *Bulletin de la Société archéologique du Finistère*, t.64, 1937, p.43.
- (2) D.[Dir-Na-Dor], "Ar skoliou, Ar Fe hag ar Brezonek", *Kroaz ar Vretoned*, n° 46, 12 a viz Eost 1906 (「学校、信仰、およびブルトン語」『ブルトン人の十字架』誌第46号, 1906年8月12日).
- (3) 拙稿「ブルトン語の抑圧と擁護」『思想』1982年第7号, 特に35-36頁参照。
- (4) "Catéchisme", *Dictionnaire de Théologie Catholique (DTC)*, t.2, 1939, colonne 1896, 以下では *DTC*, col. ... で略記。
- (5) Jean-Claude Dhotel, *Les origines du Catéchisme Moderne d'après les premiers manuels imprimés en France*, Paris, éd. Montaigne, 1967, p.51. 何をもってカテキズムと断定するかはその形式が定まっていないこの時期については困難な問題であり、前記 *DTC* ではむしろこの意を広義にとり、1464年の *L'ordinaire des chrétiens*, 1478年の Mathieu de Cracovie による *L'art de Mourir* などをあげている。 col.1903.
- (6) J.-Cl.Dhotel, *op.cit.*, p.17.
- (7) *ibid.*, p.51.
- (8) Cf. *ibid.*, p.51; *DTC*, col.1917.
- (9) J.-Cl.Dhotel, *op.cit.*, p.83, 和訳は仏訳を参照。なおカノンの原文について

- ては、Cf. *Conciliarum oecumenicorum decreta*, Freiburg im Breisgau, Herder, 1962, p. 740.
- (10) J.-Cl. Dhotel, *op. cit.*, p. 50.
- (11) *ibid.*, p. 65, 85.
- (12) *ibid.*, p. 85.
- (13) *DTC*, t. 2, “Canisius”, col. 1526.
- (14) J.-Cl. Dhotel, *op. cit.*, p. 81.
- (15) この書に関してはケルト学者による注釈研究がある。Cf. Émile Ernault, “Le breton de Gilles de Keranpuil, *Catechism et Heuryou*”, *Revue Celtique*, t. 45, 1928, p. 202-271; t. 47, 1930, p. 72-159.
- (16) なお、イエズス会を中心とした教育と少数派言語に関しては別稿準備中。
- (17) Cf. *DTC*, col. 1925.
- (18) J.-Cl. Dhotel, *op. cit.*, p. 152, 153.
- (19) 表題はラテン語、Cf. *DTC*, col. 1926. なおこの時期ベアルン地方は必ずしもフランス国内とは言えない。1594年王国への加入が宣言されるが編入勅令の出版は1620年にすぎない。またベアルン語はアンシャン・レジーム期フランス語に対する最も輝かしい抵抗の歴史をもつ言語であるがここで詳細には触れない。
- (20) Cf. J.-Cl. Dhotel, *op. cit.*, p. 99-100; *DTC*, col. 1926.
- (21) *DTC*, col. 1926.
- (22) Ch. Anatole, “La réforme tridentine et l’emploi de l’occitan dans la pastorale”, *Revue des langues romanes*, t. 87, 1967, p. 3. これには多くの再版がある。1642, 1645, 1648, 1655, ...cf. *ibid.*, p. 11. n. 4.
- (23) *ibid.*, p. 4.
- (24) Hézard, *Histoire du catéchisme depuis la naissance de l’Eglise jusqu’à nos jours*, Paris, Victor-Retaux, 1900, p. 485. また, *DTC*, col. 1926.
- (25) Auguste Brun, *Recherches historiques sur l’introduction du français dans les provinces du Midi*, Paris, Champion, 1923, p. 461.
- (26) 実質的にはカテキズム教育を意図したものであるが、その採用した綴字法、および付録の「文法」によってブルトン語史の画期をなす書となった。詳細は別稿。なお表題 *Le Sacré collège de Jésus* および前文はフランス語。
- (27) Hézard, *op. cit.*, p. 384.
- (28) *Instructions morales sur tous les évangiles dominicaux*, 同書前文に「フランス語を理解しないあわれな人々の便宜をはかるため」と記されている。A. Brun, *op. cit.*, p. 461.
- (29) Hézard, *op. cit.*, p. 387.
- (30) *ibid.*, p. 482-484; *DTC*, col. 1919, 1942.
- (31) Auguste Brun, *L’introduction de la langue française en Béarn et en Roussillon*, Paris, Champion, 1923, p. 28.
- (32) *Catechismus Christliche Unterrihtung oder Lehrtafel...Le Catéchisme c’est-à-dire l’Instruction Chrestienne ou Tableau de doctri-*

- ne..., Paul Lévy, *Histoire linguistique d'Alsace et de Lorraine*, Strasbourg, Pub.de la Faculté des Lettres, 1929, t.I, p. 253. アルザスはこの時点ではフランス国内とは言えず, また改革派の中心地をなした点で他のフランス諸地方とは事情を異にする。ここで詳細には触れない。
- (33) Hézard, *op.cit.*, 275-478.
- (34) もし可能とすればそれはやはり地元研究者の手によるものであろう。なお, レンヌ大学の Gwennole Le Menn 氏は18世紀末までのブルトン語の全文献を調査中である。その一部「辞典」に関しては, Cf.G.Le Menn, *Contribution à l'histoire des dictionnaires bretons*, 1981, 15 cahiers [1981年度レンヌ大学博士論文, 未刊行]。
- (35) Cf. J.-Cl. Dhotel, *op.cit.*, p.248.
- (36) 「カテキズム教育における統一はナポレオンによって, 1806年, フランス帝国の全教会に課せられた。共和暦第10年芽月18日(1802年4月8日)の組織法第39条では『フランスの全教会にはただ一つの典礼とただ一つのカテキズムのみ許される』と規定された。」しかし「帝国公教要理はフラマン語, ブルトン語, ドイツ語に翻訳された」DTC, col.1951, 1953.
- (37) Dr L.Dujardin, *La Vie et les Oeuvres de J.-F.-M.-M.-A. Le Gonidec, Grammairien et Lexicographe breton, 1775-1838*, Brest, I.C.A., 1949, p.182.
- (38) *ibid.*, p.183.
- (39) G.Cholvy, "Enseignement religieux et langues maternelles en France au XIX<sup>e</sup> siècle", *Revue des langues romanes*, t.82, 1975, p.30. しかし, Hézard, *op.cit.*, p.452 は1817年にトゥールーズのことに訳された司教区公教要理が再版されたことを記している。
- (40) これについては拙稿「地域語と地域的政治運動」『地域』第11号(1982年夏季号)46頁参照。
- (41) Ferdinand Brunot, *Histoire de la langue française des origines à 1900*, t. VII, Paris, A.Colin, 1926, p.246. バスク語のカテキズムは1724, 1814年, Hézard, *op.cit.*, p.401, カタラン語のものは, 1770, 1796年の版がある。A.Brun, *L'introduction...*, *op.cit.*, p.80.
- (42) 詳しくは Cf. R.Hemon, *Enklask diwar-benn stad ar brezoneg e 1928/ Esploro pri la situacio de la bretona lingvo en 1928*, Brest, Gwalarn, 1930, 48p.
- (43) *Le Catéchisme à l'usage des diocèses de France*, 1937, をさすものと思われる(1939年ではないが)。Cf. J.-Cl. Dhotel, *op.cit.*, p.17.
- (44) Henri Poisson, *Yves Le Moal (Dir-Na-Dor), 1874-1957*, Saint-Brieuc, Presses bretonnes, 1962, p.183-184.
- (45) 1943年7月3日付カンペールおよびレオン司教区司教の手紙, [30]p.2.
- (46) 前掲『思想』誌抽稿42頁参照。